



埼玉県報

第 2 4 8 5 号
平成 2 5 年 4 月 1 9 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [県立社会福祉施設使用料及び手数料徴収事務委託\(社会福祉課\)](#)
- [と畜検査手数料の徴収事務委託\(食肉衛生検査センター\)](#)
- [清算法人川里中央土地改良区の清算人退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [清算法人川里中央土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [人間第二土地改良区の役員就退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [嵐山中部土地改良区の役員就任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [元荒川上流土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [桶川都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わる事\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内の建築物に係る認定の取消し\(越谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

正誤

- [埼玉県川越県土整備事務所長告示第15号中訂正\(川越県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県川越県土整備事務所長告示第16号中訂正\(川越県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年四月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO埼玉ネット

三 代表者の氏名

松 尾 道 夫

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県さいたま市桜区上大久保五百十九番地一埼玉県浦和・大久保合同

庁舎一号館

（変更後）埼玉県さいたま市北区日進町二丁目五百四十四番地一埼玉NPOハウス

五 定款に記載された目的

この法人は、全国的なネットワーク組織と連携し、かつ行政・企業との協働をすすめる、埼玉県における市民が行う非営利活動の連絡、交流、支援を行うことにより、特定非営利活動法人や市民団体などの事業・活動が円滑に運営され、豊かで充実した市民社会づくりに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第五百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者 歯科診療所	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八 番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 田島 浩	平成二十五年 四月一日から 平成二十六年 三月三十一日 まで
埼玉県立あさか向陽園 障害者歯科診療所		
埼玉県立そつか光生園 障害者歯科診療所		
埼玉県障害者交流セン ター及び同施設の附属 設備		

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成二十五年四月 一日から 平成二十六年三月 三十一日まで
越谷食肉センター	越谷市増森一丁目十二番地 日本畜産興業株式会社 代表取締役 福田 武仁	
和光ミートセンター	和光市下新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 徳次	
県北食肉センター	熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 保一	
本庄食肉センター	本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 小林 靖典	
北埼玉食肉センター	加須市大字平永千四十七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

告示

埼玉県告示第五百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十四年十月二十四日に解散認可した川里中央土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
金子一夫	埼玉県鴻巣市屈巢二千七百四十七番地
大山一雄	同 広田二千九百五十二番地一
寺山雅夫	同 関新田六百六番地
関根貫治	同 広田二千七百十一番地
新井陳至	同 二千六百九番地一
今井卯一	同 二千五百九十五番地
山中直治	同 三千六十六番地
馬場毅	同 三千三百六番地
荒川弘	同 二千三百二十二番地口
神田良二	同 九百十番地
坂本精吾	同 三千五百九番地一
間中隆治	同 屈巢四千六百十二番地
新井幹雄	同 四千四百八十一番地
藤村武夫	同 二千五百十四番地
川邊俊一	同 二千五百三十三番地
大山一郎	同 二千八百三番地
吉田清一	同 二千九百七十七番地

告示

埼玉県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川里中央土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
監事	関根 一 男	埼玉県鴻巣市広田二千九百九十七番地二
同	新井 稔	同 関新田五百二十四番地
同	藤村 正	同 屈巢四千三百四番地

告示

埼玉県告示第五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
入間第二用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏
名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	川越市大字豊田本十番地
同	利根川政義	同 大字北田島百四十二番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	日高市大字高萩二千七十番地二
同	平野明雄	狭山市笹井三丁目二十六番十一号
同	宇佐美日出夫	同 柏原七百六番地三
同	水村治雄	日高市大字下鹿山二十四番地
監事	栗原勝	川越市大字山城六十一番地
同	滝田早苗	飯能市大字双柳五百七十二番地
同	金子健	日高市大字大谷沢三百二十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	須田秀雄	埼玉県狭山市入間川二丁目十七番二十三号
同	福田昭平	川越市豊田町一丁目三十二番四
同	矢澤國正	同 大字北田島六十二番地
同	山下敏郎	飯能市大字平松二百五十番地一
同	比留間政信	日高市大字高萩二千八十四番地
同	田口茂	狭山市大字笹井千八百八十一番地
同	金子茂男	同 柏原千五百八十七番地
同	水村治雄	日高市大字下鹿山二十四番地
監事	細田忠司	狭山市大字下奥富七百三十六番地一
同	早川健一	同 柏原二千二百七十五番地二
同	金子健	日高市大字大谷沢三百二十四番地

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山中部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 田 良 一	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野千三十一番地一

告示

埼玉県告示第五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川上流土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	島崎 恵司	埼玉県行田市佐間一丁目七番三十五号
同	福田 雅年	行田市大字持田六千五百一十一番地
同	岩田 讓啓	同 皿尾三百六十六番地
同	飯田 洋治	同 斎条千六百四十三番地
同	高澤 克芳	同 長野六千六十三番地
同	野村 正幸	同 荒木三千六百十五番地
同	山田 清	同 埼玉三千百九十八番地二
同	吉野 省司	同 渡柳五百九十六番地
同	関口 宣夫	同 下忍二千三百九十一番地
同	蓮見 幸徳	同 真名板千四百五十九番地一
同	大塚 裕	同 若小玉三千八百三十七番地
同	中島 牡雄	羽生市大字上新郷千三百一十番地
同	加藤 輝男	行田市大字犬塚千四百二番地一
同	朝見 誠次	鴻巣市屈巢四千百八十八番地
同	大島 秀次	同 赤城七百十九番地
同	寺山 清	同 関新田五百九十番地
同	吉田 和雄	加須市上種足千三百五番地
同	松岡 利男	久喜市菖蒲町新堀五百九十九番地
同	石井 晴夫	同 菖蒲町小林二千百五十七番地
同	島寄 朝則	鴻巣市下忍二千七百五十八番地
同	小澤 一郎	同 鴻巣千二百六十一番地
同	小谷野 照雄	同 笠原二千七百七十番地
同	矢部 一夫	同 下谷千六百四十四番地の一
同	内田 政之助	北本市朝日四丁目五十五番地
同	堀口 健一	熊谷市池上七百十九番地

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 三五 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県白岡市下大崎字円明一番一 他二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千五百四・三四立方メートル

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

桶川市から桶川都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月一日

指令川建セ第二四 一二七一号

二 検査済証番号

平成二十五年四月十二日

川建セ第二五 二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字川島字新田前二三 三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二二二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 西河洋一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第18、19次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目十六ノ二 井 藤 千 鶴 子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目六百六十四ノ千八十四

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により同法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺内盛幸

認定取消 番号	認定取消年 月日	対象区域	既認定番 号	既認定年月 日
第六号	平成二十五年 四月十二日	埼玉県三郷市彦成四丁目二 十四番一、二十四番四、五 十番四、九十七番三、二百 四番一、二百五十三番五、 三百六十番五	第二号	平成十二年 八月四日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第七号	平成二十五年四月十二日	埼玉県三郷市彦成四丁目二十四番一、二十四番四、五十番四、九十七番三、二百四番一、二百五十三番五	埼玉県越谷建築安全センター

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年四月五日

指令越建セ第二四〇〇二六三号

二 検査済証番号

平成二十五年四月十五日

越建セ第二一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千百四十八番一の一部、二千百四十九番一の一部（第四工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年四月五日

指令越建セ第二四〇〇二六三号

二 検査済証番号

平成二十五年四月十五日

越建セ第二二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目二千百四十八番一の一部、二千百四十九番一の一部（第五工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

告 示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年四月十九日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年四月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について
- ロ 埼玉県スポーツ推進審議会委員の任免について
- ハ その他

正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号（平成二十五年三月二十九日第二千四百七十九号）中訂正

ページ 表中

二 敷地の幅員

誤

三七・三八ゝ

三七・六〇

三七・三八ゝ

四〇・三四

正

三七・三八ゝ

三七・六〇

三七・三八ゝ

四〇・三四

ページ

表中

二

延長

誤

一四八・〇〇

正

一四八・〇〇

正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号（平成二十五年三月二十九日第二千四百七十九号）中訂正

ページ 表中

二 敷地の幅員

誤

一二・八〇}

二五・八〇

一二・八〇}

二五・八〇

正

一二・八〇}

二二・三〇

一二・八〇}

二五・八〇

ページ

表中

二

延長

誤

三七五・〇〇

正

三七五・〇〇